

ID: 1321

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第63条第2項		
法令番号	平成10年法律第92号		
【基準】 法第63条第2項の規定による。 (監督等) 第63条 2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日